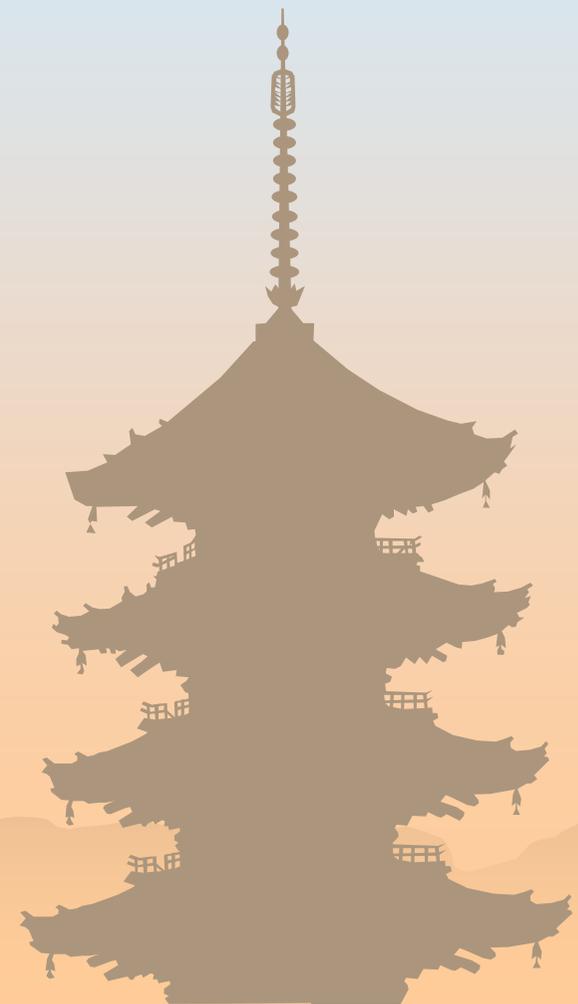


簡体字等を正字に置換する場合の 基本的考え方

平成23年12月
法務省入国管理局



目次

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 在留カード等の氏名の漢字表記に関する経緯 | 1頁 |
| (2) 在留カード等の漢字氏名の正字表記等の概要 | 5頁 |
| (3) 在留カード等の漢字氏名の正字表記等(詳細) | |
| ・正字置換の基本原則 | 8頁 |
| ・漢字氏名の文字が正字と認められる場合 | 10頁 |
| ・正字(異体字)対応表について | 12頁 |
| ・正字(類字)対応表について | 15頁 |



在留カード等の氏名の漢字表記等に関する経緯①

在留カード等の氏名表記に関する一般原則

在留カード等（特別永住者証明書を含む。以下同じ。）の氏名については、**原則としてアルファベットで表記**することとしている。

（参考）平成21年6月30日参議院総務委員会

○磯崎陽輔委員

在留カードと同じように取り扱うということでありませうけれども、今言ったように漢字表記ということもあり得るのではないかと、あつた方がいいのではないかと私は思うんですが、法務省の方はいかがお考えですか。

○高宅茂政府参考人（法務省大臣官房審議官（当時））

これら漢字圏の方々の氏名をどのように記録するか、あるいは在留カードにどのように記載していくかにつきましては、今申し上げましたアルファベットの記載が原則であるとは考えておりますが、委員御指摘の点も踏まえつつ、総務省と協力して検討したいと考えております。

漢字圏の外国人の氏名表記に関する市区町村等の意見

漢字圏の外国人の氏名表記に関しては、上記国会審議のほか、市区町村や外国人有識者から**漢字表記への一定の配慮を求める意見**が出てきている。

（参考）入管法等改正法説明会における市区町村の意見等（例）

○平成21年4月8日 静岡県浜松市での説明会

今まで外国人登録に際し、漢字で氏名表記をしていた者が、今後、英字表記となることで支障が生じるのではないかと。

○平成21年5月26日 東京都港区での説明会

在留カードはローマ字のみを使用すると聞いており、様々な問題が生じるのではないかと。

（参考）外国人台帳制度に関する懇談会（平成20年6月16日）における外国人有識者の意見

○段躍中氏（日中交流研究所所長・日本僑報社編集長）

少なくとも中国人は漢字の氏名が望ましい。漢字表記にアルファベットを併記できれば理想。

○李洙任氏（龍谷大学経営学部教授）

最近の韓国人に限って言えば、漢字名を持っていない人もおり、原則アルファベットでもよいのではないかと。

中国人については、旅券どおりにアルファベットと中国人の漢字を書かないと違和感があるし、その方が正確ではないかと。

在留カード等の氏名の漢字表記等に関する経緯②

漢字の正字表記に関するこれまでの市区町村からの意見等 ①

1 外国人登録事務市区町村代表者会議(平成21年9月16日開催)

○ 外国人登録事務協議会全国連合会事務局(東京都港区)からの意見

「新制度における氏名の漢字表記の在り方については現在両省で検討中と聞いているが、例えば思い切って日本の正字に転換していくなどの方向性につき検討することはできないか。」

(※)総務省主催「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する実務研究会」(以下「実務研究会」という。)(第3回)資料1を参照。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000043824.pdf

2 市区町村における簡体字等の利用等に関するアンケート調査(平成21年10月実施)

市区町村の国民健康保険, 国民年金等の各システムにおいて, 漢字氏名をどのように扱っているかについて, 法務省がアンケート調査を実施したところ, 外国人登録者数が多い市区町村を中心に, 新制度では正字を扱う方向としてほしい旨の要望が最も多数を占めた。

→ 市区町村の業務(住民票, 国民健康保険, 国民年金等の各種システム)で今後利用が見込まれる氏名表記との連携を図る必要がある。

(※)実務研究会(第6回)資料1を参照。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000060219.pdf

在留カード等の氏名の漢字表記等に関する経緯③

漢字の正字表記に関するこれまでの市区町村からの意見等 ②

3 第4回実務研究会(平成21年12月17日開催)における意見交換等

「漢字圏の外国人につき、在留カードや住民票の氏名に漢字表記(アルファベットと併記し正字で記載)されることは、当該外国人への配慮や市町村の円滑な事務運用等の観点から妥当ではないか。」

「住民票の氏名の漢字表記について、在留カード等の方針に倣い漢字表記(正字で記載)することとする場合、仮住民票作成に当たって、外国人登録原票の簡体字等を正字に置き換える作業については、簡体字等を正字に置き換えるルールを用意する必要があるのではないか。」

(※)実務研究会(第4回)議事要旨を参照。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000049055.pdf

4 外国人登録事務協議会全国連合会からの要請書(平成22年2月25日)(抄)

中国簡体文字や誤字・俗字については、外字作成等、市区町村の負担が大きく、また、市区町村窓口においては外国人登録原票記載事項証明書、国民健康保険被保険者証、各種の通知書等を手書きで対応しなければならない等大きな負担となっている。

そこで、総務・法務両省においては、新住民基本台帳制度における氏名の漢字表記に際し、正字(日本の漢字)が存在するものについては正字での氏名登録が行えることとされたい。

在留カード等の氏名の漢字表記等に関する経緯④

在留カード等の氏名表記に関する基本方針(注1)



在留カード(例)
ZHANG YULIAN
張玉蓮

- 在留カード等(在留カード及び特別永住者証明書をいう。以下同じ。)の氏名表記については、**新制度における市区町村との連携を考慮**し、アルファベットの氏名表記を原則としつつ、**漢字氏名を在留カード等に記載**(原則としてアルファベットとの併記)できることとする。
- 在留カード等に漢字氏名が表記された場合、アルファベットの氏名と同様に**改正入管法上の「氏名」として扱う**。したがって、表記された漢字氏名に変更が生じた場合には変更届出の義務が生じる。
- 在留カード等に漢字を表記(原則としてアルファベットとの併記)する場合は、簡体字等(中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいう。以下同じ。)は扱わないこととし、**簡体字等については正字の範囲の文字**に置換して在留カード等の券面に記載することとする。

(注1)詳細は実務研究会(第6回)資料1を参照。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000060219.pdf

(参考)住民票の氏名表記に関する基本的方向性(総務省資料(注2)による)



- 漢字圏の外国人の氏名表記については、在留カード等の記載に倣い、住民票においても、原則としてアルファベットで表記するが、**漢字での表記(アルファベットとの併記)を認める**。
- 在留カード等の記載に倣い、漢字については、**正字で記載する(在留カード等の正字変換ルールに基づいて、仮住民票作成時に、正字へ変換することが望ましい)**。
- 在留カード等に漢字表記(原則としてアルファベットとの併記)された場合は、いずれも入管法上の氏名として扱うことから、**住民票上も、アルファベット表記及び漢字表記のいずれも氏名として取り扱う**。

(注2)詳細は実務研究会(第4回(資料2-②)及び第9回(資料2-①))を参照。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000049054.pdf

http://www.soumu.go.jp/main_content/000082153.pdf

在留カード等の漢字氏名の正字表記等の概要①

正字の範囲

在留カード等に表記する
氏名漢字（正字）の範囲

氏名 張 玉連
NAME ZHANG YULIAN



(注3)

(注3)

変換テーブル(法務省が準備)

市区町村へは住基統一文字
コードに変換して情報連携

住基統一文字

(注2)

(注1)旧外国人登録証明書所持者に係る氏名の漢字のうち、法務省の定める漢字置換ルールで「正字」として扱うこととする漢字(176字を想定)。

(注2)これら文字の住基統一文字コード上の取扱いについては、今後関係機関により検討される予定と承知している。

(注3) 日本工業規格(JIS)に定める次の漢字を対象とする。

①JIS第1水準～第4水準(JIS X 0208及びJIS X 0213)

②JIS補助漢字(上記①を除くJIS X 0212で定める漢字)

なお、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第67条において、国又は地方公共団体による日本工業規格(JIS)の尊重義務が定められている。

(※)実務研究会(第13回)資料8「7. 文字コードの扱い」を基に最新の検討状況を反映。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000121398.pdf

在留カード等の漢字氏名の正字表記等の概要②

漢字表記の事例①(字形の一致する漢字が正字に存在する場合)

(例) 𠄎 $\xrightarrow{\text{字形一致}}$ 𠄎 (JIS第3水準) 喙 $\xrightarrow{\text{字形一致}}$ 喙 (JIS第4水準) 煦 $\xrightarrow{\text{字形一致}}$ 煦 (JIS補助漢字)

(※) JIS第3～第4水準や補助漢字を正字範囲としてフル活用することにより、住基統一文字との親和性を保持しつつ外国人氏名の字形にも可能な限り配慮。

漢字表記の事例②(簡体字等に対応する正字が1文字の場合)

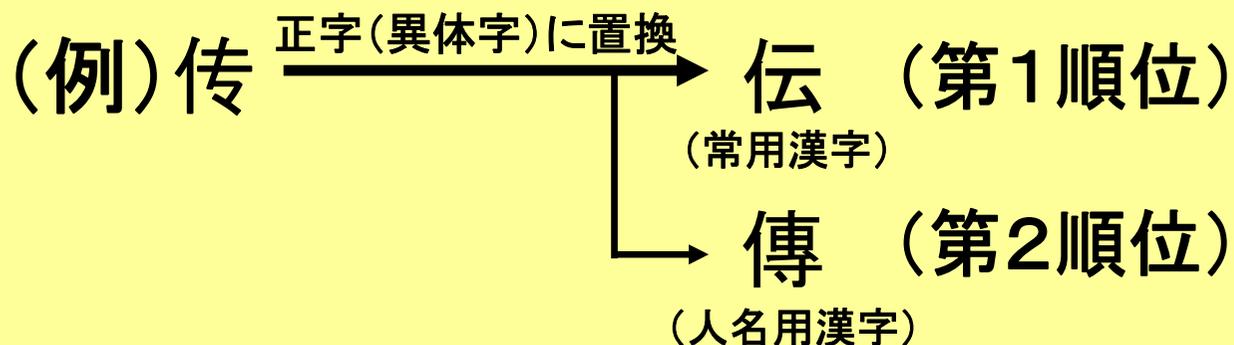
(例) 导 $\xrightarrow{\text{正字(異体字)に置換}}$ 導 (簡化字総表の対応関係を参照)
(常用漢字)

(例) 姍 $\xrightarrow{\text{正字(異体字)に置換}}$ 姍 (第一批異体字整理表の対応関係を参照)
(JIS第4水準)

(例) 曠 $\xrightarrow{\text{正字(異体字)に置換}}$ 宴 (IPSJ-TS 0008:2007(注)の対応関係を参照)
(常用漢字)

(注)一般社団法人情報処理学会試行標準「大規模漢字集合の異体字構造」
<http://www.itscj.ipsj.or.jp/ipsj-ts/ts0008/main.htm#1>

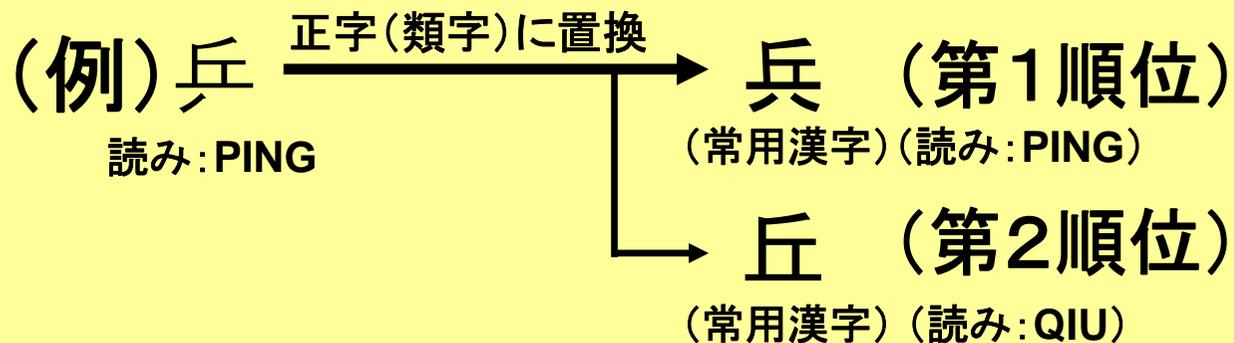
漢字表記の事例③(簡体字等に対応する正字が2文字存在する場合)



- ・正字(異体字)が2文字存在する場合における置換の原則(原則として常用漢字を優先等)を設ける。
- ・原則として第1順位の文字を表記することとするが、一定の場面では第2順位の文字を表記できることとする(注)。

(※)「伝」「傳」どちらも「传」の異体字(JIS第2水準以内)である。

漢字表記の事例④(簡体字等に対応する正字が存在しない場合)



- ・簡体字等に対応する正字(異体字)が存在しない場合には、正字類字に置換する。
- ・正字(類字)が2文字存在する場合における置換の原則(読みが類似する文字を優先等)を設けるが、一定の場面では第2順位の文字を表記できることとする。

(※)「兵」「丘」どちらも「乒」とは異体字関係にない。

(注)アンケート調査(2頁2を参照)において、現行の市区町村の国民健康保険、国民年金等システムにおいても、簡体字等を適宜正字に置換している事例が見られ、これら現行システムの文字が本置換ルールの第2順位の正字に該当する場面等にも一定の配慮をすることとした。

正字置換の基本原則①

1 漢字氏名の文字が正字と認められる場合

→ 在留カード等に当該正字等を表記(10頁及び11頁を併せて参照)。

2 漢字氏名の文字が簡体字等(正字と認められない漢字)である場合

次の基本原則に従い、簡体字等を正字(異体字)に置換した上で在留カード等に表記。

(1) 正字(異体字)対応表(12頁)を参照し、当該簡体字等に対応する正字(異体字)が1文字のみ存在する場合

→ 当該正字(異体字)を在留カード等に表記。

(2) 正字(異体字)対応表(12頁)を参照し、当該簡体字等に対応する正字(異体字)が2文字存在する場合

→ 正字(異体字)対応表につけられた当該正字の優先順位を参照し、原則として第1順位の正字(異体字)を在留カード等に表記。

(注1) 次の場合においては、第2順位の正字(異体字)を在留カード等に表記することができる。

1 在留カード等の発行時において当該外国人に係る住民票が既に作成されている場合であって、当該住民票の漢字氏名の当該漢字が第2順位のものであるとき

2 過去に我が国への在留歴がある外国人に在留カード等を発行する場合であって、過去の在留時における住民票又は在留カード等の漢字氏名の当該漢字が第2順位のものであったとき

3 その他、第2順位の正字(異体字)の表記を適当と認めるに足る相当の理由があるとき

(注2) 現行の市区町村の国民健康保険、国民年金等システムにおいても、簡体字等を適宜正字に置換している事例が見られ(2頁2を参照)、これら現行システムや外国人登録システムで扱う文字が本置換ルールの第2順位の正字に該当する場面にも一定の配慮をすることとした。

正字置換の基本原則②

(3) 正字(異体字)対応表を参照し、当該簡体字等に対応する正字が全く存在しない場合には、次の基本原則に従い当該簡体字等の正字(類字)を在留カード等に表記

ア 正字(類字)対応表(15頁)を参照し、当該簡体字等に対応する正字(類字)が1文字のみ存在する場合

→ 当該正字(類字)を在留カード等に表記。

イ 正字(類字)対応表(15頁)を参照し、当該簡体字等に対応する正字(類字)が2文字存在する場合

→ 正字(類字)対応表につけられた当該類字の優先順位を参照し、原則として第1順位の正字(類字)を在留カード等に表記。

(注1) 次の場合においては、第2順位の正字(類字)を在留カード等に表記することができる(8頁(注2)を併せて参照)。

- 1 在留カード等の発行時において、当該外国人に係る住民票が既に作成されている場合であって、当該住民票の漢字氏名の当該漢字が第2順位のものであるとき
- 2 過去に我が国への在留歴がある外国人に在留カード等を発行する場合であって、過去の在留時における住民票又は在留カード等の漢字氏名の当該漢字が第2順位のものであったとき
- 3 その他、外国人が第2順位の正字(類字)の表記を希望するとき(原則として新規発行のときに限る)

(注2) 正字(異体字又は類字)対応表にない簡体字等の場合は、本置換ルールに基づき正字(異体字又は類字)に置換する。

漢字氏名の文字が正字と認められる場合①

1 原則

外国人の漢字氏名のうち、正字と字形が一致しているもの(注)については、在留カード等に当該正字を表記する。

(注)正字と軽微な字形差がある漢字のうち、JIS X 0221(国際符号化文字集合)附属書Sに規定する統合手順により統合(Unification)されているものについても、正字と字形が一致しているものとして取り扱う。

(参考事例)「芸」について

我が国においては、「芸」は「藝」と新字体／旧字体の対応関係にあるとされるが、中国においては、(芸)と(藝)とは簡体字／繁体字の対応関係にはない。

こうした義の相違にかかわらず、在留カード等には字形が一致している「芸」を表記する。

なお、本事例に関しては、14頁の参考事例も併せて参照のこと。

芸 $\xrightarrow{\text{字形一致}}$ 芸

漢字氏名の文字が正字と認められる場合②

2 特例

次に掲げる漢字については、当該対応関係を参照し、原則として正字と字形が一致している第1順位の正字を在留カード等に表記する。

ただし、8頁2(2)(注1)に掲げる場合においては、第2順位の正字を在留カード等に表記することができる(注)。

(从)→「从」(第1順位), 「従」(第2順位),	(丰)→「丰」(第1順位), 「豊」(第2順位)
(宁)→「宁」(第1順位), 「寧」(第2順位),	(达)→「达」(第1順位), 「達」(第2順位)
(巩)→「巩」(第1順位), 「鞏」(第2順位),	(关)→「关」(第1順位), 「関」(第2順位)
(刘)→「刘」(第1順位), 「劉」(第2順位),	(种)→「种」(第1順位), 「種」(第2順位)
(胡)→「胡」(第1順位), 「鬍」(第2順位),	(姜)→「姜」(第1順位), 「薑」(第2順位)
(娄)→「娄」(第1順位), 「婁」(第2順位),	(荣)→「荣」(第1順位), 「榮」(第2順位)
(栾)→「栾」(第1順位), 「欒」(第2順位),	(蒙)→「蒙」(第1順位), 「濛」(第2順位)

(注) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票の氏名欄において、これらの漢字に第2順位の正字を括弧書で付記することができる旨の取扱いとしていたことから、本特例を設けるもの。

正字(異体字)対応表について(総論)

○ 正字(異体字)対応表の作成に当たっては、次のイ~ホを参照しつつ簡体字等と正字(異体字)の対応関係を確認。

イ 簡化字総表に定める中国簡体字と繁体字との関係(注1)

ロ 第一批異体字整理表に定める簡体字等と中国の異体字との関係(注2)

ハ 情報処理学会試行標準(IPSJ-TS 0008:2007)(注3)の異体字関係表

ニ JIS X 0221(国際符号化文字集合)に関連する規格の資料(注4)

ホ 康熙字典その他の簡体字等と正字(異体字)との関係の確認に資する字典

○ 上に掲げるもののほか、簡体字等と正字(異体字)との対応関係の確認に当たっては、常用漢字表本表に定める常用漢字と康熙字典体との関係(注5)を参照。

(注1)簡化字総表により、中国簡体字に対応する繁体字が確認できる場合がある。

(注2)第一批異体字整理表により、簡体字等に対応する中国の異体字(以下「中国異体字」という。)が確認できる場合がある。

(注3)一般社団法人情報処理学会試行標準「大規模漢字集合の異体字構造」

<http://www.itscj.ipsj.or.jp/ipsj-ts/ts0008/main.htm#1>.

(注4)Unicode Unihan Database

(注5)現代の国語を書き表すための漢字使用の目安(平成22年内閣告示第2号)により、その関係が確認できる。

(注6)一般に、漢字の異体字関係を確認するための属性として形・音・義の3要素が存在するとされる
ところ、原則として、次の考え方により正字(異体字)対応表を作成。

① 形・音・義のうち、形の属性を最も重視する(字形重視主義)。

② ①で正字の選定が困難な場合には、補完的に音の属性を参照する。

③ ①及び②で正字の選定が困難な場合には、補完的に義の属性を参照する。

正字(異体字)対応表について(各論)①

一 軽微な字形差に留まる正字(異体字)が存在する場合

簡体字等と比較して軽微な字形差(曲・直, ハネの有無, 払い・押さえ, 出る・出ない, 長短, 傾斜の有無等の差の範囲内の字形差をいう。以下同じ。)に留まる異体字が存在し, かつ, その異体字が正字である場合(11頁(注)に該当する場合を除く。)には, 当該異体字を正字(異体字)として特定する。

二 中国簡体字に対応する繁体字が存在する場合

簡体字等が中国簡体字であり, 対応する繁体字(正字に限る。以下イからハまでにおいて同じ。)が存在する場合(12頁イ参照)には, 次のイからニまでに掲げるところにより正字(異体字)を特定する。ただし, 一による正字(異体字)の特定が可能であるときは, この限りでない。

イ 中国簡体字に対応する繁体字が常用漢字であるときは, 当該常用漢字を正字(異体字)として特定する。

ロ 中国簡体字に対応する繁体字が常用漢字でないときは, 次の(ア)又は(イ)のとおり取り扱う。

(ア) 当該繁体字が旧字体であり, かつ, 当該旧字体に対応する新字体(常用漢字)が存在するときは, 原則として当該新字体(常用漢字)を第1順位とし, 当該旧字体(繁体字)を第2順位とする。ただし, 当該新字体(常用漢字)が, 中国においては義の異なる字として整理されている場合には, 混乱を避ける必要があることから, 例外的に当該旧字体(繁体字)を第1順位とし, 当該新字体(常用漢字)を第2順位とする。

(イ) (ア)以外の場合には, 当該繁体字を正字(異体字)として特定する。この場合において, 当該繁体字に対応する別の正字(異体字)が存在するときは, 当該繁体字を第1順位とし, 当該繁体字に対応する別の正字(異体字)を第2順位とする。

ハ 中国簡体字に対応する繁体字が2文字存在する場合は, 次のとおり異体字の順位づけを行う。

(ア) 中国簡体字に対応する繁体字が2文字存在し, かつ, 当該2文字が新字体/旧字体の関係にある場合には, 新字体(常用漢字)を第1順位とし, 旧字体を第2順位とする。

(イ) (ア)以外の場合には, 12頁(注6)により順位づけを行う。

(ウ) (ア)及び(イ)による順位づけが困難な場合は, 常用漢字→戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字→JIS第1水準の漢字→JIS第2水準の漢字→JIS第3水準の漢字→JIS第4水準の漢字→JIS補助漢字, の順序により順位づけを行なう(順序が同じ場合には, 国際符号化文字集合に定める文字コードがより小さい漢字を第1順位とする。)

ニ 中国簡体字に対応する繁体字が正字でないものの, 当該繁体字に対応する当該簡体字とは別の異体字が存在し, かつ, その異体字が正字であるときは, 当該異体字を正字(異体字)として特定する。この場合において, 当該繁体字に対応する当該簡体字とは別の異体字が2文字存在するときは, ハに準じて順位づけを行う。

三 簡体字等に対応する中国異体字が存在する場合

イ 簡体字等に対応する中国異体字が存在する場合(12頁ロ参照)は, 12頁ロの関係を基に上記二のイ乃至ニに準じて正字(異体字)を特定する。ただし, 一又は二による正字(異体字)の特定が可能であるときは, この限りでない。

ロ イの場合において, 上記二のイ乃至ニ中, 「中国簡体字」とあるのは「簡体字等」と, 「繁体字」とあるのは「中国異体字」と, それぞれ読み替えるものとする。

正字(異体字)対応表について(各論)②

四 簡体字等に対応する異体字が異体字関係表に示されている場合

イ 異体字関係表において簡体字等に対応する異体字(以下「情報処理学会異体字」という。)が示されている場合(12頁ハ参照)は、異体字関係表を基に13頁ニのイ乃至ニに準じて正字(異体字)を特定する。ただし、一乃至三による正字(異体字)の特定が可能であるときは、この限りでない。

ロ イの場合において、13頁ニのイ乃至ニ中、「中国簡体字」とあるのは「簡体字等」と、「繁体字」とあるのは「情報処理学会異体字」と、それぞれ読み替えるものとする。

五 簡体字等に対応する異体字が国際符号化文字集合に関連する規格の資料に示されている場合

イ 国際符号化文字集合に関連する規格の資料において簡体字等に対応する異体字(以下「国際規格関連異体字」という。)が示されている場合(12頁ニ参照)は、当該資料を基に13頁ニのイ乃至ニに準じて正字(異体字)を特定する。ただし、一乃至四による正字(異体字)の特定が可能であるときは、この限りでない。

ロ イの場合において、13頁ニのイ乃至ニ中、「中国簡体字」とあるのは「簡体字等」と、「繁体字」とあるのは「国際規格関連異体字」と、それぞれ読み替えるものとする。

六 簡体字等に対応する異体字が各種字典に示されている場合

イ 各種字典において簡体字等に対応する異体字(以下「各種字典異体字」という。)が示されている場合(12頁ホ参照)は、各種字典を基に13頁ニのイ乃至ニに準じて正字(異体字)を特定する。ただし、一乃至五による正字(異体字)の特定が可能であるときは、この限りでない。

ロ イの場合において、13頁ニのイ乃至ニ中、「中国簡体字」とあるのは「簡体字等」と、「繁体字」とあるのは「各種字典異体字」と、それぞれ読み替えるものとする。

(参考事例) (艺)について

簡体字等に対応する正字が複数存在する場合には、常用漢字が第1順位となることが多いが、例外もある。例えば、中国においては、(艺)に対応する繁体字は「藝」であって、「藝」は正字ではあるものの、旧字体であって我が国の常用漢字でない。他方、「藝」に対応する我が国の新字体は「芸」であり、常用漢字である。しかしながら、「芸」は中国においては(艺)とは義の異なる簡体字である(「芸」に対応する繁体字は「蓺」とされる。)。このような場合は、混乱を避けるため、例外的に「藝」の方を第1順位としている。)

正字(類字)対応表について(総論)

- 原則として次の考え方により正字(類字)対応表を作成。
 - 一 形・音・義(12頁(注6)を参照)のうち、原則として形の属性に基づき正字(類字)を特定(字形中心主義)。
 - 二 字形中心主義に基づき正字(類字)が2文字特定され、当該2文字の正字(類字)の順位づけを行う場合は、原則として、次のイからハまでに掲げるところによる。
 - イ 形の属性を相当程度優先して順位づけを行う。
 - ロ イで順位づけが困難な場合には、補完的に音の属性を参照して順位づけを行う。
 - ハ イ及びロで順位づけが困難な場合には、補完的に義の属性を参照して順位づけを行う。

正字(類字)対応表について(各論)

- 一 軽微な字形差に留まる正字(類字)が存在する場合
簡体字等と比較して軽微な字形差に留まる類字が存在し、かつ、その類字が正字である場合(11頁(注)及び13頁一に該当する場合を除く。)には、当該類字を正字(類字)として特定する。
- 二 一の正字(類字)が存在しない場合には、一画の増減内の文字を正字(類字)として特定する。
- 三 一又は二の正字(類字)が存在しない場合には、二画の増減内の文字を正字(類字)として特定する(ただし、二画の増減が総画数に占める割合が高い場合(総画数が少ない場合)を除く。)
- 四 一乃至三の類字が存在しない場合には、部首等の増減、他の部首等への置換えその他適当な方法により正字(類字)を特定する。
- 五 一乃至四による特定により、対応する類字が2文字存在する場合には、上記総論の二により順位づけを行う。